

質問回答1（平成23年10月18日回答）

津市屋内総合スポーツ施設設計業務公募型プロポーザル

番号	書類名、ページ、箇所	質問内容	回答
1	作成要領、P2 【様式3】	屋内スポーツ施設とはアリーナ（バスケットボールコート2面以上を確保できる規模）を有する施設とございますが、バスケットボールコートがなくても2面以上のスペースを確保できている施設であればよろしいでしょうか。その場合、武道場も同種と考えてよろしかったでしょうか。	バスケットボールコート2面以上を確保できる規模で、バスケットボールとしての使用が可能なアリーナを有した施設とします。 なお、通常は武道場として機能している施設であっても前述の条件を満たす事が出来る場合は同種業務実績とします。
2	作成要領、P4 【様式6】	設備主任技術者は1名でよろしかったでしょうか。 電気と機械の別は必要ないと考えてよろしかったでしょうか。	設備主任技術者は1名とします。
3	実施要領、P2 4. 参加資格要件	「なお、屋内スポーツ施設とはアリーナ（バスケットボールコート2面以上を確保できる規模）を有する施設とします」とありますが、アリーナ（バスケットボールコート2面以上を確保できる規模）を有する学校の屋内体育館も実績に含まれると考えてよろしいですか。	よろしいです。
4	作成要領、P3	「配置予定技術者がその設計に携わったことが確認できる書類を必ず添付」とありますが、契約時に提出している設計体制表でよろしいですか。 (通常、施主側の押印はありません)	よろしいです。
5	作成要領、P2~4 配置予定技術者	「過去に携わった建築設計業務のうち、公共団体、建築学会及び建築設計団体等の建築コンクール等の受賞歴を記載」とありますが、都道府県又は市町村主催の受賞歴も含まれると考えてよろしいですか。	よろしいです。
6	作成要領、P1 【様式2】	共同企業体の場合代表企業のみ記載で宜しいでしょうか。構成員も記載の必要がありますか。	必要となります。なお、作成要領2ページに※共同企業体により・・・作成してください。と示しています。